

平成 28 年 4 月 1 日  
社会福祉法人ひかり苑

## 一般事業主行動計画策定に対する具体的な取り組みについて

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標 1: 労働者に対して産前産後休業、育児・介護休業等の諸制度や各種助成金等に関する情報提供を行なう。また女性職員のための相談窓口を設置する。

### <対策>

- 平成 28 年 4 月～ 事務所にパンフレットを置く等、広く情報提供する。
- 平成 29 年 4 月～ 個別相談に応じるため相談窓口を設置する。
- 平成 29 年 4 月～ 相談対応する職員は研修会等へ参加する。

目標 2: 労働者が子どもの看護休暇について、時間単位で取得できる等の制度変更を行なう。

### <対策>

- 平成 29 年 4 月～ 職員ニーズの把握、検討開始
- 平成 30 年 4 月～ 子の看護休暇：半日単位の取得 ⇒ 時間単位での取得 に制度変更手続を行なう。

目標 3: 出産や子育てを理由で退職した元職員についての再雇用優遇措置

### <対策>

- 平成 28 年 4 月～ 子育て等が一段落した OB 職員で再就職を希望すれば優先的に雇用する。(リターン雇用の導入)